コミュニティ助成事業申請にあたっての留意事項【市町村用】

一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）から示された「令和９年度コミュニティ助成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）、「令和９年度コミュニティ助成事業留意事項」（以下「留意事項」という。）の内容に十分留意するとともに、次の事項を踏まえ、申請書類を提出すること。

第１　全体的な留意事項

１　**一般コミュニティ助成事業における市町村からの申請上限数を２件としているため、同事業を２件申請する際は、市町村において順位を付した上で振興局へ提出すること。**

２　本助成事業は宝くじの受託事業収入を財源としていることから、事業で整備する施設や設備等、ソフト事業のポスター、チラシ、看板等には広報表示を行う必要があること（表示にかかる経費は助成対象）。

また、市町村の広報誌等による「宝くじの助成金で整備した」もしくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報も必須であること。

３　**事業実施主体がコミュニティ組織の事業であっても、助成金は市町村に交付される（留意事項第 10）ので、市町村において予算計上（歳入科目は雑入）が必要**であること。

４　「コミュニティ組織」については、自治会、町内会等の地域に密着して活動する団体とされるが、地域に密着した団体であっても、特定の目的で活動する団体は対象外と明記されている（留意事項第３の１（２））。**対象外の団体を事業実施主体として申請する例が例年多く見られるので、十分留意すること（PTA、体育協会、商工会、青年団体、子ども会等は対象外）。**

５　後述第３①、②の事業における事業実施主体は「市町村、自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着して活動する団体」と規定されているが、留意事項第３の３により、**市町村が事業実施主体となる場合は、単一の団体による申請では助成金の下限額に満たないため、複数の団体の要望をとりまとめて申請する等、合理的な理由があり、コミュニティ活動の支援に直結する事業の場合に限定されている**ため留意すること。

なお、上記により市町村が実施主体となって備品等を整備した場合においても、事業完了後の維持管理はコミュニティ組織が行うこと。

６　確実に事業実施が見込めるものを申請すること。

７　申請に係る問合せは道で取りまとめの上、センターへ照会するため、**市町村等からセンターへ直接問合せを行うことのないよう**留意すること。

８　次の事業は今回の申請取りまとめには含まれておらず、別途、担当課から照会があること。

〇地域防災組織育成助成事業（道総務部危機対策課）

〇地域の芸術環境づくり助成事業（道環境生活部文化振興課）

９　令和８年度まで実施していた「青少年健全育成助成事業（道地域政策課所管）」、「地域国際化推進助成事業（道国際課所管）」の２事業は、令和９年度より事業廃止となり、申請受付不可となるので留意すること。

第２　申請書等作成にあたっての留意事項

１　別紙「必要書類一覧表」を参照の上、添付書類に漏れがないようにすること。

２　太鼓の皮の張替え、御輿、山車、獅子頭の修理については、劣化状態及び修理が必要なことが明確に判断できる写真を添付すること。

３　後述第３①、②及び③アの助成対象となる施設や設備については、次の各事項に留意の上、管理運営規程等を整備し、適切に管理すること（管理運営規程等は実績報告時に要提出）。

（１）管理運営規程等には、購入した備品等の名称、規格、数量等を明記すること。

（２）備品管理規程や備品借用申請書等には、**宝くじ助成による備品であることが分かるように記載すること。**

（３）新たに管理運営規程等を作成する場合は、使用上の注意や心構えにとどまらず、管理運営責任者や使用の範囲、設置場所等、管理運営に必要となる具体的な事項を定めること。

（４）既存の管理運営規程等で管理を行う場合には、現行規程等の写しとともに、改正案等を添付し、助成を受けて整備する備品を同規程等で管理予定であることが分かるよう整理すること。

第３　各事業に係る留意事項

①　一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

１　**１市町村からの申請上限数は２件**とする。
　※市町村において順位を付した上で振興局へ提出すること。

２　**「助成申請書提出時注意事項（一般）」と「一般コミュニティ助成事業概要」の内容を確認すること。**

３　助成の対象とならないものについては留意事項別紙１（参考①）を参照のこと。

４　**事業完了後の維持管理は、コミュニティ組織が行うこと。**

５　**整備する備品の保管・設置場所**について、町内会等のコミュニティ組織が備品を購入し、「市町村所有の建物」に保管・設置する場合においては、原則として、当該「市町村所有の建物」が**町内会の集会所としてのみ使用している建物である必要**があり、**広く誰でも利用可能な公共施設の場合は助成対象外**になるため、十分留意すること。

②　コミュニティセンター助成事業

集会施設の建設及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

１　**１市町村からの申請上限数は１件**とする。

２　**事業実施主体は地方自治法第 260 条の２に定める認可地縁団体が原則**とされ、認可地縁団体名義での建物の所有権保存登記が必要であるため、留意すること。

３　令和８年度まで助成対象となっていた本事業のうち大規模修繕については、令和９年度より廃止となるので留意すること。

③　地域づくり助成事業

ア　共生の地域づくり助成事業
　住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業。

イ　活力ある地域づくり助成事業
　地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業

１　**１市町村からの申請上限数はア、イ各１件**とする。

２　助成対象事業等については留意事項別紙１（参考④）及び（参考⑤）を参照のこと。